

## 第3回 第四次長野市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 会議録

### 1 日 時

令和3年11月12日（金） 午前10時～11時30分

### 2 場 所

長野市ふれあい福祉センター 4階 会議室2・3

### 3 出席者

- (1) 委 員 15名中13名出席
- (2) 事務局 福祉政策課長外12名

### 4 会議内容

- (1) 開 会
- (2) 保健福祉部長あいさつ
- (3) 会長あいさつ
- (4) 会議事項

ア 第四次長野市地域福祉計画（案）について  
（委員）

P5（1）地域共生社会の実現に記載されている「住民や地域の多様な主体が受け手だけでなく」とあるが、主体は主体であって受け手ではない。「受け手だけでなく」という文言はいらぬのではないか。

また、P19に地域福祉ワーカーや住民自治協議会の負担軽減が詳しく書かれている。個人的には、地域の区長や民生委員にチェックされる対象となることが嫌だと感じる。行政が住民の情報を握ることのルールがあるが、そのルールが住民自治協議会や区会まで徹底されるような管理を長野市はしているか疑問に思う。困っている人を助けるために福祉台帳は必要であるが、管理がどのようにされているのか。災害時にずさんな管理がされているという報道もあった。そういった個人情報、人権を守るといふ記述が計画書にない。

（事務局）

P5の「受け手」の文言について、国が使用している言葉をそのまま使っているが、御指摘のとおりであり、表現を検討する。

個人情報の管理については、市においては個人情報保護条例を設け、適切に管理している。福祉台帳については各区が取り組んでおり、提出も任意になっている。例えば1人で避難場所に避難することが難しい避難行動要支援者の名簿の管理をしているが、地区への提供においては、必ず事前に同意を得た上で提供している。ただし、生命に危険がある場合は、個人情報の有無にかかわらず提供できるとなっているため、そのような運用をしている。

（委員）

形式上はそうであるが、実態として地区の中でどのように管理されているのか、し

っかりと監査していくべきことである。

(事務局)

名簿の管理については、地区の自主防災会、住民自治協議会で管理しているが、鍵のかかる書庫等に保管するようお願いしている。

(委員)

ここでそのような細かなことを伺ってもしょうがない。後日でよいのでお話しを伺いたい。

(会長)

福祉台帳は、民生委員が地区の住民の情報を得るただ一つの手段である。ただ、最近個人情報保護の関係から回収が困難な時代になっており、長野市でも提出が少なくなっている。区長は台帳を持っておらず、民生委員児童委員が厳重に管理している。

(委員)

先ほど委員から意見のあった、P5の「受け手」の表現について、第三次計画の基本理念「認め合い、支え合い、活かし合いながら」にもつながるものである。今までは高齢者や障害者、子ども、生活困窮者は支援を受ける側であったが、自分たちが支え手として役に立ち地域を支える、互いに活かし合いながら生きがいを持って生き活きと生活できる地域社会でありたい、という願いが込められていると思う。

(委員)

今回、市及び関係機関の主な取組が明記された。これまではなかったという意味では評価されるが、取組が列記されているものの、その中身が見えない。各施策の方向性、目指すものに対し、こういう取組をするんだということがはっきりわかる形にしていきたい。また、市社会福祉協議会の役割が大きくなっているが、P35にある「地区内の連携・協働体制の充実」のところで、地域の福祉拠点を作っていくという取組が、作業部会時には記載されていたが、今回削除されているのは何か理由があるのか。

もう1点、P71の計画の推進についてということで体制図が書かれているが、ここが主体となって運用していくのかお聞きしたい。

(事務局)

以前は、市社会福祉協議会の取組として「地区ボランティアセンターの推進」を掲載していたが、具体的に分かり難いということで削除しているが、分科会としてこれが必要だということであれば、追加させていただく。

(事務局)

市社協の立場から、地区ボランティアセンターの在り方、必要性について、市社協の中でも議論しているところである。先日の長野市ボランティア運営委員会においても、地区ボラセンについて、市ボランティアセンターとしてどのように運営していくか、地域の中に広げていくか、ということを議論した。地域の中に住民の方々の活動拠点があるべきであるという考えは変わっていないが、それがボランティアセンターという形がベストなのか、もっと幅広く、集まりやすい拠点とすべきか、その辺りについて検討し直しているという経過がある。決してその方向性をやめるということでは文言を削除したわけではない。

(事務局)

第三次計画で設置した推進会議はこれまで6回開催しているが、作業部会からは、それでは計画の進捗管理は不十分ではないか、との意見をいただき、第四次計画には頻度等も記載した。委員の構成や主体については、これまでと同様、より現場に近い方の意見を聞く場として設置していきたいと考えている。

具体的なメンバーは検討中であるが、イメージとしては、住民自治協議会、民生児童委員、地域福祉ワーカー、ボランティア・NPO関係、保護司、福祉サービス事業者等、第三次計画の構成メンバーを想定している。事務局は福祉政策課と市社協・地域福祉課と一緒にやっていきたいと考えている。

(委員)

ネットワーク会議のほうはどうか。

(事務局)

ネットワーク会議は、各地区だけでは解決できない課題について検討する場と考えている。主催はこれから設置予定のコミュニティ・ソーシャルワーカー（以下、「CSW」。）を想定している。CSWは複数の地区を担当し、状況を把握しており、そういった方が中心となり、福祉政策課と共に声がけをし、各地区の関係者の方に集まっていただき開催するイメージである。

(委員)

P5の「受け手」について、受け手であり支え手となるのは地域住民であって、多様な主体は支え手である。その辺りを整理すれば分かりやすいのでは。

目標値の根拠について、たとえば83.3%と細かくなっているが、これが90%とか85%ではなく83.3%である根拠はあるのか。

また、推進体制に関連して、この計画内容は一つの形として大事なことだと思うが、動き出したときに、何を動き出すのか、どのように検証するのか、第五次計画につなげていくのか、この一連となって回っていかねばいけない。計画の中で明日からでも具体的に動き出せるものはどのようなものなのか。次回の推進会議、分科会ではそのことについて議題にならないとおかしいと思っている。

あと、P72の役割については、具体的なものがあればいいが、現段階では動いていないため、書きようがないのではないかと。できれば次回くらいまでにイメージがあればいい。そのイメージから構成メンバーを考えていかないといけない。ボリュームが大きいと、ターゲットを絞ってそこから動き出す形がよいと思っている。

(事務局)

指標について、アンケート指標では、単純に年1%の増加を目指したものである。地域福祉の推進によってどれだけ影響があったかというのを測るのは難しいため、参考になるものと理解している。

(事務局)

成年後見制度の指標については、令和2年度に実施したまちづくりアンケートの結果の72.1%を基準値とし、年代別に広報紙による知識の定着の伸び等を計算して求められた数値が80.3%、これに広報紙以外の効果を3%加算し、83.3%とした。

(事務局)

具体的に動き出していることとしては、昨日から住民自治連絡協議会の理事会が7ブロックに分けて開催されており、これに私共も参加し、第四次計画の案について、第3章を中心に説明している。今後、年明けくらいに各住民自治協議会を個別に訪問し、地域福祉ワーカーや地域福祉ネットワーク会議関連について話を伺う予定である。

推進会議については、第3章に地域福祉ワーカーの雇用やC S Wの配置、地域福祉ネットワーク会議の開催など、第三次計画まで継続課題となっていたことの方向性を定めたものであり、数字的にも具体的に追えるものが記載されているので、その辺りを中心に御意見を伺えるのではないかと考えている。

指標の検証については、毎年経年で追うことが難しいものもあり、まずは具体的に追えることを議題にしていきたい。15名となっているが、15名だと密な意見交換が難しい場面もあるため、少人数で開催し、必要に応じて関係者の方に入らせていただくという開催の仕方も想定している。

(事務局)

先ほど、市の施策について取組の名称と部署名だけでは分かりづらいとの御意見をいただいたが、地域福祉計画は、各個別計画に共通する基本理念を掲載するものとなっており、各取組については各個別計画の中で進捗管理をしていく。委員の皆様には、各機関の取組の概要を記載した資料を別の形で御提供したいと考えている。

(委員)

P5の重層的支援体制整備事業、断らない支援体制であるとの説明がある。実例として、小学校1年生からほぼ学校に行けていない中学校1年生とNPO法人として関わっている。こうした事例について、NPO法人からアプローチをして支援会議の中で情報交換ができたが、ここから市の支援体制につなげていくのに誰が主体となるのかが明確でなかったり、保護者に支援体制の情報を伝えても相談しにくいと断ってしまうケースもある。

重層的支援体制を構築する際には、支援している側が相談できる体制を充実させたり、NPO法人等が動かなくても相談しやすい窓口が広がっていくといい。

先ほどのネットワーク会議も定期的な開催だけでなく、日々の中で困ったときにいつでも連絡できる連携体制があると、長野市は他に誇れる福祉になるのではと思っている。

(委員)

地域福祉ワーカーの仕事の内容やコーディネーターの役割について明文化されたが、P21の住民自治協議会の負担軽減の中に労務管理など細かく書かれているが、そこだけではないとの御意見もあり、文言を修正されたほうがよいのではないかと考えている。また、犯罪被害者の支援に関し、前回会議の意見を反映していただいているが、二次被害というよりまずは犯罪被害に遭った方の相談を受ける窓口を明確にできればいい。

また、再犯防止に関しても県計画に基づき策定いただいたのはありがたいが、とってつけたような感じも否めない。今後、計画を見直す際にはしっかりとそのようなものも含めてお願いしたい。

(事務局)

犯罪被害者の関係では、県が条例制定に向けて動いている。市の関係部署は人権・

男女共同参画課になるので、連携をとりながら、こういった取組ができるか検討させていただきます。

(委員)

重層的支援体制整備については、相談体制だけでなく、地域づくり支援や参加支援など、新しいことを作っていくことができる制度である。先ほどの御意見のような、はざまに立っている人たちをどうしていくんだということを、いろいろな形で考えていくことができる。自治体だけでなく、実際に活動されている団体も一緒になって効果的な取組を考えていければ有効なものになるのではないか。これと地域福祉計画がうまく連動できるような形を考えていただきたい。

(議長)

様々な御意見をいただいたが、概ねご理解いただけたのではないか。今後の細かな修正については事務局と私共に任せていただければと思う。

イ その他

(なし)

(6) その他

この後、12月1日からパブリックコメントを実施する。

今後の専門分科会は、年明け2月8日午前10時から、市役所第2庁舎10階講堂にて開催する。

(7) 閉 会